



セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成12年3月29日

管 第 871 号
平成12年3月29日

部 内 各 課 ・ 室 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土 木 部 長

セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について（通知）

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土から、条件によっては六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため、当部が発注する工事においては、平成12年4月1日から、当面、下記のとおり取り扱うよう貴所属職員に周知徹底してください。

記

1 定義

- （1）セメント及びセメント系固化材（以下「セメント等固化材」という。）とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう。
- （2）改良土とは、①地盤改良による改良土、②再利用を目的として建設発生土を改良した改良土、③再利用を目的として建設汚泥を改良した改良土とする。

2 当面の措置

- （1）セメント等固化材を地盤改良に使用する場合
現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講ずる。
- （2）セメント等固化材を使用した改良土を再利用する場合
六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。
- （3）配合設計の段階で実施する溶出試験結果が土壤環境基準を超える場合
六価クロムの溶出が少ない固化材の使用等の配合設計の変更、又は工法の変更を行うものとする。
- （4）六価クロム溶出試験
六価クロム溶出試験は、別紙の「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。
- （5）溶出試験対象工法
表－1のとおりとする。